

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：省エネ診断・支援）実施要領

1 目的

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第17条の規定に基づき、本事業の運営に必要な事項を定める。

2 補助上限

1事業者1年度につき、5万円（予算上限に達し次第終了）

3 補助率

補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

4 補助対象者

補助金の交付対象者は、岸和田市内に営業所・事務所・工場等を有し、以下の全て条件を満たす中小企業等経営強化法第2条第2項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む）とする。

- 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。
- 対象外業種でないこと。
- 市税を滞納していないこと。
- 代表者及び従業員が暴力団員（岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 補助対象経費

補助対象となる経費については、岸和田市内に有する営業所・事務所・工場等に対して実施する事業に係る下表の経費とする。

内容	特記事項
<ul style="list-style-type: none">・一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用・省エネお助け隊が実施する省エネ診断費用・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用・省エネお助け隊が実施する省エネ伴走支援費用・その他市長が認める省エネ診断・支援費用	<ul style="list-style-type: none">● 同一の実施機関が実施する、同様の趣旨の省エネルギーに資する診断については、名称変更があった場合も各補助対象経費に読み替える。

6 補助対象外経費

以下の費用については、補助対象外とする。

- 消費税及び地方消費税相当額
- 印紙代
- 振込手数料
- 保険料
- 申請者以外が負担した費用
- 売掛金等との相殺で支払った費用
- 補助対象経費が、一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合
- その他、補助事業に適さない費用

7 書類提出等の期限

補助金の交付に必要な事項	期限の日※1	特記事項
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書一式の提出（事業内容の追加を伴う変更申請を含む）	補助事業開始日前日※2又は申請年度の1月末日のうち、いずれか早い方	必要書類が全て揃った状態で、必着しなければならない。

事業完了	申請年度の2月末日	補助事業にかかる費用の支払、成果物の納品等全て完了しなければならない。
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式の提出	補助事業完了後30日 又は申請年度の2月末日のうち、いずれか早い方	補助事業を完了し、必要書類が全て揃った状態で、必着しなければならない。
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書一式の提出	申請年度の3月24日	

※1 当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日とする。

※2 補助事業開始日が申請年度の4月1日の場合は、申請年度の4月1日

8 提出書類

<交付(変更)申請時>

	提出書類	特記事項
様式	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書(様式第1号)	【変更申請時は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更申請書(様式第3-1号)】
原本(法人)	履歴事項全部証明書※3	● 法人の場合のみ ● 直近3ヶ月以内のもの
写し(個人)	最新の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表※3※4	● 個人事業者等の場合のみ ● e-Taxの受信通知の写し等、税務署が受付したことがわかるもの
写し(個人)	最新の所得税青色申告決算書又は収支内訳書※3	● 個人事業者等の場合のみ ● 岸和田市内で事業を行っていることが分かる書類
原本	岸和田市が発行する市税に係る完納証明書※3	● 直近3ヶ月以内のもの ※5※6※7※8
様式	事業計画書(様式第省診-1号)	【変更申請時は、変更後事業計画書(様式第省診-3号)】
写し	補助対象事業にかかる仕様書等※3	● 補助対象事業の内容が分かる書類
様式	事業経費内訳書(様式第省診-2号)	【変更申請時は、変更後事業経費内訳書(様式第省診-4号)】
写し	補助対象経費等にかかる見積書等※3	● 補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類

※3 変更申請時は、変更のない場合不要

※4 個人事業者等で、開業後初めての確定申告の期限が未到来の者は、開業届

※5 個人事業者等でこれまでの全ての市税について非課税の場合は、最新の市民税・府民税非課税証明書

※6 他市町村在住の個人事業者等で直近の市府民税が非課税の場合は、1月1日の住所地である市町村が発行する最新の市民税・府民税が非課税であることが分かる証明書

※7 1月1日以降に転居や事業所の移転等を行った個人事業者等は、別途相談が必要

※8 創業後初めての法人市民税の納期限が未到来の法人は、別途相談が必要

<事業完了時>

	提出書類	特記事項
様式	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書(様式第5号)	
様式	事業報告書(様式第省診-5号)	

写し	補助事業により発行された省エネ診断書	● 事業実施を証する書類
様式	事業経費内訳報告書 (様式第省診-6号)	
写し	ご利用明細票等 (銀行振込を証する書類)	● 銀行振込により支払えない場合は、別途相談が必要です。
写し	補助対象経費にかかる請求書	● 請求費目の内訳・振込先口座情報の記載されたもの

<補助金請求時>

	提出書類	特記事項
様式	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書 (様式第7号)	
写し	振込先に指定した銀行口座の通帳	※9
様式	補助金活用に関するアンケート	

※9 銀行名・金融機関コード・支店名・支店コード・預金種類・口座番号・カナ口座名義がわかる部分

9 適用

(制定)

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

(改正)

本要領は、公布の日から施行する。

(改正)

本要領は、令和8年5月1日から施行する。

事業計画書

1 自社の現状及び補助事業の概要

自社の現状		
実施する補助事業の目的		
実施する補助事業の内容	省エネ診断・支援の実施機関	
	省エネ診断・支援の名称	
	利用するメニューやプランの名称	
実施する補助事業により見込まれる効果		

- ※ 自社の現状には、申請時点における「自社の分析」「経営課題」等を記載する。
- ※ 実施する補助事業の目的には、補助事業の実施による「今後の事業展開」「解決したい経営課題」等を記載する。
- ※ 実施する補助事業により見込まれる効果には、補助事業の実施により見込まれる「現状との変化」「経営効果」等を記載する。

2 補助事業の実施期間

実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
------	--

- ※ 実施期間の始期には、契約予定日／発注予定日／支払予定日等の最も早い日を、実施期間の終期には、納品予定日／支払予定日等の最も遅い日を記載する。

【添付書類】

- 補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容が分かる書類

事業経費内訳書

1 補助対象経費及び補助対象外経費

内容	税抜金額	備考
省エネ診断費用	(A)	
消費税除く補助対象外経費		
小計		
消費税及び地方消費税		
合計		

2 補助事業にかかる経費の資金調達方法

負担者	負担額	負担方法
申請者		自己資金
合計		

3 補助金申請金額

補助対象経費		他制度補助金額		他制度補助金を除く 補助対象経費(A)－(B)		補助申請金額 (C)の額の千円未満切捨	
(A)		(B)		(C)		(D)	

※補助申請金額の上限は5万円

【添付書類】

- 補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類

変更後事業計画書

1 自社の現状及び補助事業の概要（変更点）

自社の現状	<input type="checkbox"/> 自社の現状に、本補助金の（変更）申請時から変化はありません。	
実施する補助事業の目的に係る変更点	<input type="checkbox"/> 実施する事業の目的に、本補助金の（変更）申請時から変更はありません。	
実施する補助事業の内容に係る変更点	<input type="checkbox"/> 実施する事業の内容に、本補助金の（変更）申請時から変更はありません。	
	省エネ診断・支援の実施機関	
	省エネ診断・支援の名称	
	利用するメニューやプランの名称	
実施する補助事業により見込まれる効果	<input type="checkbox"/> 実施する事業により見込まれる効果に、本補助金の（変更）申請時から変更はありません。	

- ※ 自社の現状には、申請時点における「自社の分析」「経営課題」等を記載する。
- ※ 実施する補助事業の目的に係る変更点には、補助事業の実施による「今後の事業展開」「解決したい経営課題」等について本補助金の（変更）申請時から変化した点を記載する。
- ※ 実施する補助事業により見込まれる効果には、補助事業の実施により見込まれる「現状との変化」「経営効果」等について本補助金の（変更）申請時から変化した点を記載する。

2 補助事業の実施期間

実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
------	--

- ※ 実施期間の始期には、契約（予定）日／発注（予定）日／支払（予定）日等の最も早い日を、実施期間の終期には、納品予定日／支払予定日等の最も遅い日を記載する。

【添付書類】

- 補助対象事業にかかる仕様書等、補助対象事業の内容が分かる書類（変更がある場合）

変更後事業経費内訳書

補助対象経費及び補助対象外経費に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

1 補助対象経費及び補助対象外経費	変更前金額※	変更後金額
内容	税抜金額	税抜金額
省エネ診断費用		(A)
消費税除く補助対象外経費		
小計		
消費税及び地方消費税		
合計		

補助事業にかかる経費の資金調達方法に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

2 補助事業にかかる経費の資金調達方法(変更後)

負担者	負担額	負担方法
申請者		自己資金
合計		

補助申請金額の計算内容に、本補助金の(変更)申請時から変更はありません。

3 補助申請金額(変更後)

補助対象経費	他制度補助金額	他制度補助金を除く 補助対象経費(A)－(B)	補助申請金額 (C)の額の千円未満切捨
(A)	(B)	(C)	(D)

※補助申請金額の上限は5万円

【添付書類】

- 補助対象経費等にかかる見積書等、補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類(変更がある場合)

事業報告書

1 補助事業の概要

実施した補助事業の内容	省エネ診断・支援の実施機関	
	省エネ診断・支援の名称	
	利用するメニューやプランの名称	
実施した補助事業によって生じた効果		
補助事業の目的に対する達成度及び今後の展望		

- ※ 実施した補助事業によって生じた効果には、補助事業の実施により生じた「補助事業実施前との変化」「経営効果」「判明した省エネルギー化可能な機器や事業の工程」等を記載する。
- ※ 補助事業の目的に対する達成度及び今後の展望には、交付（変更）申請時に記載した補助事業の目的に対して「達成できた項目」「達成できなかった項目」「判明した省エネルギー化可能な部分に対して今後どのようにアプローチするか」等を記載する。

2 補助事業の実施期間

実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
------	--

- ※ 実施期間の始期には、契約日／発注日／支払日等の最も早い日を、実施期間の終期には、納品日／支払日等の最も遅い日を記載する。

【添付書類】

- 省エネ診断書

事業経費内訳報告書

1 補助対象経費及び補助対象外経費	申請時の金額※	実績金額
内容	税抜金額	税抜金額
省エネ診断費用		(A)
消費税除く補助対象外経費		
小計		
消費税及び地方消費税		
合計		

※ 変更申請をしている場合は、直近の変更申請時の金額

2 補助事業にかかる経費の資金調達方法

負担者	負担額	負担方法
申請者		自己資金
合計		

3 補助申請金額

補助対象経費	他制度補助金額	他制度補助金を除く 補助対象経費(A)－(B)	補助申請金額 (C)の額の千円未満切捨
(A)	(B)	(C)	(D)

※ 補助申請金額の上限は5万円。

【添付書類】

- ご利用明細票等、銀行振込を証する書類又は費用の支払いを証する書類
- 補助対象経費にかかる請求書等、請求費目の内訳等が記載された書類